

令和6年度 湯沢町ランニングイベント事業支援補助金 公募要領

1 本事業の問合せ・書類提出先

〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300 番地

湯沢町役場 企画観光課 担当：笛田

TEL：025-784-4850 受付時間 8：30～17：00（土日祝日を除く）

Mail：kankou@town.yuzawa.lg.jp

2 公募について

本公募は、あくまで「補助対象指定候補の選定」であり「補助金の交付決定」ではないこと、補助対象指定候補の選定後、補助対象指定申請書の提出が必要になること、補助金の交付は事業終了後に交付申請書兼実績報告書を提出した後になること、「補助対象指定候補の選定」、「補助対象指定申請書の提出」及び「交付申請書兼実績報告書の提出」が「補助金の交付」を約束するものではないことを予めご承知おきください。

3 補助事業の目的

湯沢町は令和3年度に「湯沢町観光振興計画（2022-2031）」（以下、「観光振興計画」という。）を策定し、「あたたかい“雪と人”が出迎える、世代を超えて記憶に残るまち・湯沢」を目標像とし、4つの基本方針、8つの戦略を掲げた。そのなかで、町内の各エリアの特徴を生かしたコンテンツづくりに取り組むこととしている。

また、これまで湯沢町では湯沢中央公園をメイン会場とした「越後湯沢秋桜マラソン」、スキー場を会場としたレース、山岳トレイルマラソンなど、数多くのランニングイベントが開催されてきた。これは上越新幹線や関越自動車道の利用により首都圏から70分程度で来町できる交通アクセスの良さが寄与している。

しかしながら、交通アクセスが良すぎる反面、日帰りの参加者が多く、町内での観光消費額（宿泊）向上につながっていない現状がある。

本補助事業は、このような湯沢町の特性及び状況を踏まえて、ランニングイベント事業を対象に支援することで、観光振興計画に掲げる基本方針の実現及びKPIを達成することを目的とする。

4 補助対象事業

湯沢町内で行うランニングイベント主催者（以下、「主催者」という。）を対象として、予算の範囲内で補助金を交付する。

ランニングイベントとは、主に湯沢町外から訪れる者が湯沢町内を走る又は歩くイベントのことをいう。

5 補助対象期間

令和6年6月1日から令和6年12月31日までの間に開催されるランニングイベントであること。

6 補助事業の条件

(1) 補助額及び限度額

参加者及びその関係者の延べ宿泊者数（町内に所在する宿泊施設に限る）1人につき2,500円 上限2,000千円

※ランニングイベントに国、県、その他団体からの補助金、参加料等の収入がある場合は、その額を控除した額を超えない額とする。

※「参加者及びその関係者」とは選手として参加する者、その家族等同行者とし、大会関係者（役員、スタッフ、視察者等）は含まない。

※「参加者及びその関係者の延べ宿泊者数」は（一社）湯沢町観光まちづくり機構（以下、「湯沢DMO」という。）が測定することとし、そのための仕組みづくりを含めて湯沢DMOと調整すること。

(2) 補助要件（すべて満たすことが必要）

① 1,000人以上が参加するランニングイベントであること。

※大会が2日間以上にわたって行われる場合、延べ参加者数とする。

② 湯沢町のブランディングに資する事業であること。

③ 湯沢DMOが企画・運営に携わること。

7 法令等の遵守

主催者は、本補助事業の実施にあたり必要となる関係法令（法律、政令、省令、条例及び規則、基準、指針等）を遵守しなければならない。

8 補助金の返還

主催者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定をした後でも交付決定を取り消すものとする。既に補助金が交付されている場合は、補助金の全額又は一部を湯沢町に返還しなければならない。

(1) ランニングイベントが、補助事業の条件を満たしていないことが判明したとき

- (2) 偽りその他不正の手段により補助を受けたことが判明したとき
- (3) その他町長が特にその必要があると認めたとき

9 応募資格

本公募に応募することができる者は、法人格を有する法人等又は実行委員会等の任意団体とし、次の要件を満たす者とする（個人は不可）。

No.	要件	法人格を有する法人等	実行委員会等の任意団体
1	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。	該当	-
2	湯沢町から入札参加停止措置を受けていないこと。	該当	-
3	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。	該当	-
4	暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。	該当	該当
5	政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。	該当	該当
6	個人情報保護のために必要な措置等の認証取得又は組織内での情報セキュリティポリシーの策定等を講じていること。	該当	該当
7	過去又は現在において、ランニングイベントを開催した実績があり、過去の経験から培った多くの知識及び技術力を反映させることができること。	該当	該当 (構成員の一部が実績を有すること可)

8	国税、都道府県税及び市区町村税について未納のないこと。	該当	該当 (構成員の主たる団体又は個人が対象)
9	代表者は、事業の全体を統括し、責任を負うこと。また、責任体制が明らかになっていること。	該当	該当
10	代表者は、補助金交付に係るすべての手続き及び共同体の事業運営、会計処理を行うこと。	該当	該当
11	直近の意思決定会議において、大会を開催することの合意が取れていること。	-	該当

10 スケジュール

No.	実施内容	日程
1	公募開始	令和6年3月22日(金)
2	質問受付期限	令和6年4月1日(月)17時迄
3	質問に関する回答期限	令和6年4月5日(金)
4	応募申込期限	令和6年4月11日(木)17時迄
5	応募資格の審査及び確認結果通知	令和6年4月15日(月)
6	企画提案書提出期限	令和6年4月19日(金)17時迄
7	一次審査(書類選考)	令和6年4月22日(月)予定
8	二次審査(プレゼンテーション)	令和6年4月30日(火)予定
9	選考結果の通知	令和6年5月2日(木)予定

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更することがある。

11 公募要領等に対する質問受付・回答

(1) 提出期限

令和6年4月1日(月)17時迄(必着)

(2) 提出方法

質問書(様式第5号)を下記メールアドレスにファイルを添付し提出すること。
その他の方法による質問には回答しない。

なお、質問内容が不明瞭なものについては、回答しないことがある。

送付先メールアドレス：kankou@town.yuzawa.lg.jp

メールの件名に「【質問】ランニングイベント事業支援補助金」を記載すること。

※提出後に必ず確認の電話をすること。

(3) 回答方法

質問への回答は、令和6年4月5日（金）までに行う。

質問者には電子メールで回答することとし、併せてその内容について湯沢町ウェブサイトに掲載する。

なお、評価基準の配点等、選考に支障を来すおそれがある質問へは回答しない。また、回答に対する再度の質問は受け付けない。

12 応募手続き

(1) 提出書類

- ① 応募書（様式第1号）
- ② 定款及び登記事項証明書（任意団体の場合は規約）
- ③ 会社（団体）概要（任意様式で1種類、パンフレット等で可）
- ④ 実績経歴書（様式第2号）
- ⑤ 国税、都道府県税及び市区町村税の納税証明書（未納がないことの証明）（任意団体の場合は構成員の主たる団体又は個人）
- ⑥ （実行委員会等の任意団体のみ）直近の意思決定会議において、大会を開催することの合意が取れていることが分かる資料（議事録等）

(2) 提出期限

令和6年4月11日（木）17時迄（必着）

(3) 提出部数

正本1部（代表者押印のもの）

(4) 提出方法

事務局へ持参又は郵送により提出すること（1参照）。なお、郵送の方法は簡易書留に限る。

(5) 辞退の場合

応募書を提出後、応募を辞退する場合は、速やかに応募辞退届（様式第3号）を提出すること。

13 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

下記提出書類を順に製本し、簡易なA4ファイルで提出すること。

- ① 企画提案書（任意様式）別表「湯沢町ランニングイベント事業支援補助金 評価基準」審査項目のうち、1から5について具体的に記載すること。
規格は、日本工業規格A4縦版（A3折込可）の印刷物とすること。
片面印刷で作成のうえ、各ページにページ番号を付すこと。
その他、評価基準に記載されていない内容で、提案があれば記載すること。
- ② 業務実施体制調書（様式第4号）
様式第4号の内容を図にしたもの（体制図）も添付すること（様式自由）。
運営にあたる部門ごとの人数等、ランニングイベントを確実に安全に実施できることが分かるようにすること。
規格は、日本工業規格A4版（A3折込可）の印刷物とすること。

(2) 提出期限

令和6年4月19日（金）17時迄（必着）

(3) 提出部数

正本1部（代表者押印のもの）、副本4部（正本の写し）

(4) 提出方法

12の(4)に同じ

14 選考会の実施及び審査

(1) 一次審査（書類審査）

応募資格を確認された者が多数の場合は、提出された書類による一次審査を実施する。なお、一次審査の結果は電子メールにて通知する。

一次審査結果通知日：令和6年4月23日（火）予定

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

日 時：令和6年4月30日（火）予定

場：湯沢町役場3階議会第2会議室

提案の予定時間：プレゼンテーション20分程度、質疑応答10分程度注

意事項：各応募者の開始時間は、後日通知する。

Web会議方式による出席を可とする。

出席人数は、1応募者あたり3名までとする。

プロジェクター及びスクリーンはこちらで準備する。

プレゼンテーションは、企画提案書の内容に沿って行うこと。

応募者は他応募者の企画提案を傍聴することはできない。

指定時間に遅れた場合は出席を認めない。

(3) 選考方法

- ① 別表「湯沢町ランニングイベント事業支援補助金 評価基準」に基づき、採点を行う。

- ② 選定は、2者を想定している。
 - ③ 提案者が2者未満であった場合においても審査を行い、本要領等に合致すると認められる場合は、選定する。
- (4) 選考結果の通知
- ① 選考結果は選考後、すべての提案者に書面で通知する。
 - ② 選考結果に関しての異議申立は受け付けないものとする。
 - ③ 選考結果は、通知日の翌開庁日以降に選定者の名称を湯沢町ウェブサイトにて公表する。

15 失格となる場合

提案者が、次に該当する場合は失格となることがある。

- (1) 応募資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、湯沢町が失格であると認めた場合

16 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は、採択に至った企画を除き応募者に帰属するものとする。
ただし、湯沢町が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本公募に係る情報公開請求があった場合、提案内容や提案への評価に関する部分を除き、湯沢町情報公開条例（平成11年12月27日湯沢町条例第29号）に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

17 その他

- (1) 本公募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、実施の責任を有する代表者のものとする。